

平成24年度第8回経営戦略会議 会議結果の概要

開催日時	平成24年7月23日（月）午後3時～午後4時
開催場所	本庁 東庁舎4-2会議室
出席者	市長、副市長、情報戦略局長、環境生活部長、健康福祉部長、産業観光部長、教育部長、上下水道部長、病院事務部長
審議事項	
1	新市立伊勢総合病院建設基本計画（診療科、病床数等）について ＜病院事務部＞
2	浄化槽設置整備事業補助金の改正について ＜環境生活部＞

1 新市立伊勢総合病院建設基本計画（診療科、病床数等）について＜病院事務部＞

概要

新市立伊勢総合病院建設基本計画の策定を進めており、新病院における病床数を300床とすることについて、平成24年7月19日に開催された経営戦略会議の意見を踏まえて、再度審議を行なった。

＜主な内容＞

（1）病床数

一般病床（緩和ケア病床を含む）	240床
回復期リハビリテーション病床	40床
療養病床	20床
合計	300床

（2）一般病床数の算出

◆算出に伴う基礎数値

- ・平成23年度1日平均入院患者数：189.2人
- ・将来推計を見込んだ入院患者の自然増率：107%
- ・平成23年度伊勢病院常勤医師1人1日あたり入院患者数（内科）：7.9人

結論

病床数については、上記内容のとおり、新市立伊勢総合病院建設基本計画の策定委員会へ提案することと決定した。

主な意見・補足等

- ・緩和ケアについては、将来的には需要が高まると考えられるが、病棟の設置についての考え方は？

⇒現状においては、伊勢志摩サブ保健医療圏においては、病床数は全国レベルである。将来的な見通しとしては、がん患者は減少するものの、緩和ケアについては、がん治療に関する捉え方の変化等も勘案すると。増加する可能性はあると考えられる。ただし、病棟として独立させる場合、また、通常の病棟よりも広いスペースの確保が必要となる。また、運営上、20床は最低限必要となる。さらに、精神科及び麻酔科の医師、看護師の確保も課題となる。

・ 内科医を10名増やす見込みは？

⇒厳しい目標ではあるが、新病院の目指す姿を実現するためには、是が非でも確保する必要がある。

・ 看護師の10：1体制についての検討は？

看護師の体制については、病院の収支に大きく影響されるため、検討は必要であるが、現時点においては、伊勢病院の規模、及び急性期医療を行なうことを勘案すると、現状の7：1のほうが良いと考えている。ただし、医療制度が変更する中で、将来的には、7：1体制が維持できなくなる可能性はあると考えている。

資料 付議事項書

2 浄化槽設置整備事業補助金の改正について <環境生活部>

概要

浄化槽設置整備事業補助金の改正方針について、平成24年7月5日に開催された経営戦略会議において出された意見を踏まえ、下水道区域との公平性が保たれているかという点を中心に、再度審議を行った。

<主な内容>

現在、浄化槽設置者（専用住宅のみ）に対し、国・県・市が1/3ずつの割合で補助金を交付している。（下水道認可区域内は市単独分のみ補助）

このうち、県負担分について、新築家屋での設置費用に対する補助金を平成26年度から廃止し（平成25年度は激変緩和措置としての半減）、単独槽・汲み取りからの合併浄化槽へ転換する場合のみを補助対象とする方針が県から出された。

<改正方針案>

- ①県の方針にあわせ、平成26年度から新築家屋に対する補助金を廃止し（平成25年度は激変緩和措置としての半減）、単独槽・汲み取りから合併浄化槽へ転換する場合のみを補助対象とする。下水道認可区域内も同様とする。
- ②県は、単独槽・汲み取りから合併浄化槽への転換を促進するため、従来の補助金に加えて、配管・撤去費用の一部を上乗せする補助する制度を新設したが、下水道区域との不公平感等の影響が懸念されることから、見送ることとする。

結論

新築家屋については、現在の市負担分の範囲内で、国（市負担額の1/2）の補助金と合わせて、補助金を継続して交付する。また、単独槽・汲み取りから合併浄化槽へ転換する際における配管・撤去費用の一部を上乗せする補助制度については、再協議とする。

主な意見・補足等

- ・合併浄化槽については、設置した後の維持管理及び点検等が十分に行われていないことが懸念されていることから、これらに要する経費を補助する制度が効果的であると考えられる。ただ、全くの別制度になってしまう。
- ・合併浄化槽は、新築の場合、設置しなければならないものであり、補助金によるインセンティブはない。
- ・下水道事業には多額の税が投入されていることは事実であるが、下水道と合併浄化槽の公平性を考える際には、本人負担の公平性を考えるべきである。
- ・下水道が市域全体に整備されない当市においては、公平性の観点から、補助金は継続するほうが良いと考える。県が補助制度を廃止してしまうことは仕方がないが、現状、市が負担している金額は補助すべきである。

- ・ 単独槽、汲み取りから合併浄化槽への転換する際、補助金に加えて配管・撤去費用の一部を上乗せする制度については、下水道認可区域外における水質浄化を促進させるためには必要であると考える。
 - ⇒ 合併浄化槽から下水道へ接続する際における配管・撤去費用についても、同様の負担を求められる、あるいは、下水道への接続拒否に繋がることが懸念される。

資料 付議事項書